

多文化家庭児童・生徒に対する第2言語としての韓国語教育（KSL）カリキュラム支援施策に関する考察

A Study on the Plan of the Korean as Second Language Education (KSL) Curriculum Support for the Multicultural Family Children

金 泰勲 KIM, TaeHoon

- 早稲田大学教育学部, 国際基督教大学教育研究所
School of Education, Waseda University/ Institute for Educational Research and Service, International Christian University

 **韓国語教育, 多文化家庭, 教育課程, 社会統合, 韓国語教育カリキュラム**
Korean language education, multicultural family, curriculum, social integration, KSL

ABSTRACT

本稿は韓国における「多文化家庭」の児童・生徒の学習成果の向上と韓国社会に生きるために必要な韓国語の運用能力を身に付けさせるために設けられた「韓国語教育課程」を中心に取り上げ、韓国政府による韓国語教育課程やそれらに関する施策を考察したものである。「多文化家庭」の児童・生徒のための韓国語支援施策は韓国政府の努力もあり、かなり改善されてはいるが、次のようなことが課題として指摘されている。(a) 教師の専門的能力を育成する支援プログラムの構築と運用。(b) 言語としてだけでなくカリキュラムとしての教育専門家の育成。(c) 「多文化家庭」の生活の質を向上させるために、児童・生徒だけでなく、保護者に対しても学校教育を受けさせるなど家族に対するリテラシー教育。(d) 人権保護とも関連するが、地域社会における多文化家庭への認識の欠如による、多文化家庭の児童・生徒が韓国人よりも劣っているとみなす永続的な差別を払拭すること。

This thesis centers on analyzing the problems for the multicultural family children and the support plan and preparing an educational plan to enhance the academic achievement and develop the potential. A systematic educational support for multicultural background learners has been formulated in our society.

This paper carefully draws up a plan for improvement of Korean language education with the belief that its purpose is to help multicultural background learners adapt to unfamiliar environment. The measures highlighted here is that (a) developing a teacher training program to support teachers to build up their professional competence; (b) cultivating professional personnel qualified both in teaching Korean and curriculum education; (c) conducting family literacy education programs to involve parents into school education and improve quality of life; (d) Also, because of the lack of recognition in the local community, dispelling the persistent discrimination that makes children and students in “multicultural families” inferior to Koreans is a major issue for promoting human rights protection.

1. はじめに

韓国社会に生活する外国人は古くから暮らしていた華僑がほとんどを占めていた。

しかし、1980年代に入ると、中国、ベトナム、モンゴル、タイ、フィリピン、ネパールなど東南アジアからの労働者や北朝鮮からの亡命者、難民など移住者が多様化してきた。

2000年代に入ると、このような移住者の増加により、韓国の人口構成に大きな変化が見られるようになった。1997年に39万人程度だった在韓外国人は、2007年に100万人を超え、10年間で175.5%も増加した。2013年には158万人となり全人口の3.15%を占め、2019年12月現在では250万人を超え、全人口の4.9%を占める、いわゆる「多文化社会」(multicultural society)となった(連合ニュース 2020年2月)。¹

「多文化社会」と同時に新たに「多文化家庭(multicultural family)」²という言葉も用いられるようになり、言語を中心として、政府をはじめ自治体や市民団体が多様な施策を立て、「多文化家庭」の児童・生徒に対する支援活動を行なうようになった。

外国人移住者に対する施策のなかで最も力を入れて取り組んだのは言語施策であった。在韓外国人と韓国人との共生を目指すために、外国人児童・生徒に韓国語をどのように教え、彼(女)らの言語(母語)を韓国民がどのように受け止めなければならないのかといった、その方法論をはじめ言語施策に関する研究が、「教育部」(文部科学省に該当する)や各「市・道教育庁」(日本の都道府県に該当する)などを中心に積極的に行わ

れるようになった。

また、研究者による研究も行われるようになった。初期の段階において個人研究レベルでは除ヒョク(2007)「多文化家庭の現況および韓国語支援法案」、崔佳英(2008)「韓国における外国人労働者の児童・生徒の教育権」、松岡洋子(2008)「韓国の移住外国人に対する韓国語施策および教育事情」、李月順(2010)「韓国の学校における「多文化家庭」の子どもへの教育と課題」などを上げることができる。これらの研究は外国人政策と関連する国の政策を中心に取り上げて紹介するものが多く、カリキュラムに関する研究は乏しい。

本稿の狙いは、ここ数年来、韓国政府が進めている「多文化家族の児童生徒に対する施策、とりわけ、「教育部」によって韓国語教育支援施策として設けられた「韓国語教育カリキュラム」(Korean as Second Language 第二言語としての韓国語の意で、以下KSLという)を中心に、韓国における「多文化家庭」の児童・生徒に対する韓国語施策を考察し、多文化としての人種、性、宗教などに対する理解を高め、彼(女)らとの共生を目指し、さらに、今後の韓国社会に生きる「多文化家庭」の児童・生徒に対する言語教育施策へ示唆することにもある。

2. 多文化家庭のための韓国語教育政策の推進のあゆみ

2006年、韓国政府は関係「部・処」(「部」は日本の「省」,「処」は日本の「庁」に該当する)が合同で「多文化家庭」の児童・生徒を支援する目的で、第74回国際課題会議で話し合われた「女

表1 部・処別多文化家庭を対象とした韓国語教育関連法令および事業の現況

区分	女性家族部	教育部	労働部	法務部
関係法令	・多文化家族支援法	・教育基本法 ・初等・中等教育法 ・幼児教育法	・外国人勤労者の雇用等に関する法	・在韓外国人処遇基本法
政策対象	・女性結婚移民者 ・多文化家族の就学前の子ども	・多文化家族の就学児童	・外国人労働者	・女性結婚移民者 ・帰化希望者
教育機関	・多文化家族支援センター 201ヶ所	・全国初等・中・高等学校多文化児童生徒のための代案学校	・外国人勤労者支援センター	・社会統合プログラム指定機関
主要事業	・韓国語集合教育および訪問教育 ・子ども対象の言語発達の教育	・韓国語課程の導入・運営 ・多文化家庭の児童生徒の韓国語基礎学力指導	・韓国語教育の支援 ・就業前現地での韓国語教育	・国籍拾得のための社会統合プログラムの運営
関連事業	・標準教材の開発、普及 ・教員養成課程の開発 ・訪問指導者対象の韓国語教員養成課程(有資格化への支援)	・韓国語教材の開発	・韓国語教材の開発、普及	・標準教材開発への支援 ・教員研修課程の開発 ・社会統合プログラム韓国語講師

性結婚移民者家族および混血人移住者社会統合支援対策「方案」³を始めた。

2007年には「…在韓外国人が大韓民国社会に適応して個人の能力を十分に発揮できるようにし、大韓民国国民と在韓外国人が相互を理解し尊重する社会環境を作り、大韓民国の発展と社会統合に貢献できることを目的」とする「在韓外国人処遇基本法」を制定・公布した。

2008年には「多文化家庭」を支援するための法的根拠となる「多文化家族支援法」を制定・公布し、多文化支援政策のための法的・制度的支援システムを構築した。⁴

2009年2月には「外国人学校制度改善計画」⁵(1999年指針)に基づき、外国人学校に対して学歴を認定する法令上の位置づけとなる具体的な基準を「大統領令」(第21308号)として「外国人学校及び外国人幼稚園設立運営に関する規定」⁶が定められた。

各「部・処」が制定公布した主な法令及び事業は主なものは、表1の通りである。

これらの施策に基づき政府では、「法務部」、「女

性家族部」⁷、「教育部」、「文化体育観光部」、「行政安全部」⁸、などの関連「部・処」が共同で「第1次外国人政策基本計画」(2008-2012)と「多文化家族支援政策」(2010-2012)を公布し、施行している。

これまで政府が推進してきた多文化家庭のための主な支援政策を要約すると、次のとおりである。

- ・2006年:「女性結婚移民者家族および混血者移住者への社会統合支援方案」の発表
- ・2007年:「在韓外国人処遇基本法」の制定
- ・2008年:「多文化家族支援法」の制定
- ・2008年:「第1次外国人基本計画(2008-2012)」⁹の発表
- ・2010年:「多文化家族支援政策」の発表
- ・2013年:「第2次外国人基本計画」(2013-2017)
- ・2017年:KSL教育課程改訂
- ・2018年:「第3次外国人基本計画」(2018-2022)

3. 教育部による「多文化家庭」支援施策

3.1 「韓国語教育課程」(KSL) の導入

2000年代に入り、外国生まれの「多文化家庭」の児童・生徒だけではなく、韓国内で生まれた「多文化家庭」の児童・生徒らの公立学校への編入が急増したことによって、公立学校において韓国語の指導を必要とする「多文化家庭」の児童・生徒のための韓国語の体系的な指導体制が求められるようになった。

教育部(2013)による暫定統計によると、韓国の公立の初等・中等学校に在籍している外国籍の児童・生徒は55,767人で、そのうち約18%に該当する10,093人の児童・生徒が韓国語の理解度が非常に低いため彼(女)らに対する指導を必要とするにもかかわらず、彼(女)らのための韓国語教育に関するカリキュラムがなく、韓国人の児童・生徒と同様に通常の教育課程において教育を受けなければならない状況が続いているため、彼(女)らの多くが学校生活を営む上で非常に適応困難な状況であった。教育部教育統計(2020)によれば、2020年8月現在彼(女)ら児童・生徒の数は147,378人で、全体の児童・生徒の2.8%を占め、初等教育においては4.0%を占めている。

2012年「教育部」が告示した「KSLカリキュラム」によると、「多文化社会で育った児童・生徒が韓国語で意思疎通ができる能力を育み、これに基づき多様な教科の学習を遂行する能力を身に着けることで、将来韓国社会の一員として主体的に生きるために必要な素養を身に着けさせる科目」と定め、その導入について、次のような学習目標を設けている(KSL教育課程14号, 2012; 教育部告示, 2012)。(a) 韓国語に対する基礎知識を理解し、日常生活に必要な基本的なコミュニケーション能力を育む。(b) 韓国語で行われている教室での授業において、能動的な学習者として参加できる韓国語運用能力を育む。(c) 韓国社会と文化に適応できるようにするため、相互の国の文化理解とコミュニケーション能力を育む。(d) 韓国語への興味を高め、韓国語の運用に自信を持つことによる、韓国社会の一員としての肯

定的な態度とアイデンティティを育む。

つまり、韓国語指導とは、「多文化家庭」の児童・生徒が韓国語を用いて学校生活を営むとともに学習に取り込むことができるようにすることを目的とし、また、社会生活を営む際に必要な知識を学ぶことで、韓国語を使って行動する力を身に着けることを目的とする。具体的には、前述の学習目標にもあるように、韓国語に対する基礎知識を理解し、日常生活に必要な基本的なコミュニケーション能力の育成、つまり、挨拶の言葉や日常でよく使う韓国語の表現を練習したり、自分の名前をハングルで書いたり、教室に掲示されている文字を理解できるようにしたりするなどである。言い換えれば、韓国語の理解が低く、一般の公立学校において授業に追いつかない「多文化家庭」の児童・生徒のための一種のシェルタープログラム(Sheltered Program)であって、韓国語による基礎的なコミュニケーション能力(BICS: Basic Interpersonal Communicative skills)の育成に重点置きながらも、認知・学術能力(CALP: Cognitive Academic Language Proficiency)の育成を通して、日常生活に必要なコミュニケーション能力のみならず、国語、数学、社会、科学などの学習に必要な韓国語能力も育むことにあるといえる(ソウル教育大学, 2011)。

しかしながら、2012年までは公立学校において「多文化家庭」の児童・生徒のための統一された韓国語学習支援制度や教材が皆無の状態、学校が独自に教材を作成するか、民間学習機関の作成した教材、または「市・道教育庁」の成人学習向けに作成した教材を使用していた。実際に、当時は言語の問題、つまり韓国語の理解度が低い理由から、公立学校では彼(女)らを受け入れることに消極的であったため、「多文化家庭」の児童・生徒の多くは公立の教育機関に編入できず、民間が設立した韓国語教育機関¹⁰において数ヶ月から1年間程度の間、韓国語教育を受けたのちに、公立学校に編入することが多かった。こうした課題を解決するために、前述したように、「教育部」では2012年7月に「韓国語教育課程(KSL)」を告示し(教育科学部告示第14号, 2012)、法制化

したのである。

これによって韓国の「初等学校」(小学校に該当する)、中学校および高等学校においてKSLを正規の教育課程として編成することとなった。KSLの告示とともに「教育部」では、学校で韓国語が体系的に学べるように韓国語の標準教材の開発と普及をはじめ、関連する施策の支援計画を策定、推進するようになった。

3.2 KSL 関連支援政策

「教育部」では、KSLの前後に、学校で韓国語が苦手な「多文化家庭」の児童・生徒に対して韓国語教育が効率的に行われるように、次のような支援事業を定め、行なっている。

まず、第一に、「国立国語院」(NKL: National Institute of the Korean Language)では2012年に「教育部」からの支援を受けて、韓国語レベルの判断ツールとしてこれまで用いてきた大人用ではなく、児童・生徒用の「韓国語能力試験」(TOPIK: Test of Proficiency in Korean)¹¹のための標準教材6冊(「初等学校」, 中学校, 高等学校それぞれ2冊)を開発し、各学校に普及させている。これらの教科書は、「国家「平生教育」(生涯学習)振興院」(NILE: National Institute for Lifelong Education)、中央多文化教育センター(Center for Multi-cultural Education)(以下、中央多文化センターと言う)が中心となり、専門家からの助言に基づき制作し、試験的に「多文化予備学校」¹²、「多文化予備学級」¹³、「KSLカリキュラム研究(試験)学校」¹⁴などで韓国語の教材として使用されるようになった。

また、「国立国際教育院」(NIED: National Institute for International Education)では、韓国語能力診断ツールに対する2013年度の全国学校での妥当性に関する調査研究を行い、2014年度からは学校において韓国語教育を必要とする児童・生徒を対象とする習熟度別学級編成による韓国語学習を行っている。

これらの学校の教育実践については教材だけでなく、効率的な韓国語の指導ができるように、「市・道教育庁」を通して韓国語講師の採用や韓

国語学習の運営にかかる諸経費の支援も行っている。また、「二重言語講師」(バイリンガル講師)等の支援についても行っている。バイリンガル教育(bilingual education)は、個人または社会が二つ以上の言語使用能力を向上させることを目的に行うもので、2つ以上の言語の使用が可能となることである。バイリンガルに関しては、個人のバイリンガルと社会のバイリンガルとに大きく分けることができる。つまり、個人が外国人とのコミュニケーションの手段としてバイリンガルであるという状態と2つの言語が同一の社会において使用されていることで多数の言語を使用する状況に慣れていくという社会的な状態の2つに分けられる(Hamers & Blanc, 2000, p. 6)。しかし、この制度を導入したことについては、個人のバイリンガルを育む目的であって、言い換えれば、彼(女)らを韓国社会に同化させる目的があったと思われる。

最近では、バイリンガル教育の継続的な質の向上のためにバイリンガル講師養成課程を設け、海外から教員を招聘し、バイリンガル教員として活用し、人材バンクも多様化している。バイリンガル講師の育成は、中国語、日本語、ロシア語、モンゴル語、ベトナム語、タイ語、など韓国におけるマイノリティの言語を優先的に支援している。初等学校教員養成機関である「国立ソウル教育大学」「国立京仁教育大学」「国立晋州教育大学」、また「国立忠州大学(現:韓国交通大学)」「韓南大学」などで2012年度は1年間に600時間の研修を受ける必要があったが、2013年度からは「国立春川教育大学」「大邱大学」が加わり、1年間に900時間の研修が必須となった。

バイリンガル講師育成課程のカリキュラムは、「多文化への理解」「多文化家庭の児童生徒のための教授・学習法」「バイリンガル教育論」「児童発達と心理」「韓国語発音と教育」などの科目がある。資格を取得した人の数は、2011年に125人、2012年に298人、2014年には600人、2015年には1254人である。資格のあるバイリンガル講師としての言語の内訳は、中国語、日本語、ロシア語、モンゴル語、ベトナム語であるが、教育や言語学の専

専門家だけではなく、結婚のために移住したネイティブであるため一定のレベルに達していない人間を経費の問題で専任ではなく非常勤で採用している場合があるので、よい成果を挙げられていないことが問題点として指摘されてもいる。専任として採用されているのは実際には、2019年現在489人に過ぎない（毎日経済新聞、2019）。

大学による研修以外の支援として、中央多文化教育センターで、2013年からKSLカリキュラム研究学校を運営する機関の教育関係者の韓国語教育の力量を高めるための研修や運営のコンサルティングも行っている。

3.3 KSLカリキュラムの運営機関の指定と運営

教育部は、2012年のKSLカリキュラムの告示以降、学校現場で韓国語教育が上手く行なわれるように、全国11,700以上の初等・中等学校のなかから「多文化家庭」の児童・生徒が多い学校の中からランダムに学校を選び、多文化予備校と指定して、中途入国者を対象に韓国語と韓国文化に関する教育を集中的に実施している。

「KSLカリキュラム研究学校」は、模範的な学校の運営事例を研究・発表し、2013年度からは学校の状況に応じて指定され、2年間の支援を受けられる学校である。

「KSLカリキュラム研究学校」は、中途入学した「多文化家庭」の児童・生徒と韓国生まれの「多文化家庭」の児童・生徒のなかで、とりわけ韓国語運用能力が乏しく、学校生活と通常の教育課程を履修することができない児童・生徒を対象に韓国語教育を集中的に実施している。

2013年度には31校が、2014年度には39校が指定され、運営している。その内訳をみると、幼稚園が7校、初等学校が24校、中学校が5校、高等学校が1校、その他2校である¹⁵。そこでは「多文化予備校」と同じく韓国語講師とプログラム運営費の支援を「教育部」から受け取り、週平均10時間前後の韓国語教育を実施している。カリキュラムは、「生活韓国語」、「学習道具としての韓国語」、「教科適応のための韓国語」、「文化」か

らなる。

4. 「多文化コーディネーター」（別名：多文化家庭相談士）制度

多文化コーディネーターとは、2012年3月12日、「すべての児童・生徒が多様性を理解する、創造的なグローバル人材として成長できるようにする」という方針に基づく教育部の「多文化児童・生徒教育先進化（先端化）方案」に基づき制度化されたものである。これは「教育部」と「文化体育観光部」及び「総理部」（内閣部）が連携して行うプログラムであって、主な仕事として、「各市・道教育庁」において「多文化家庭」の児童・生徒の入学相談から学校の配置、事後管理にいたるまでの学校生活はもちろん、「出入国管理局」での外国人登録、国籍取得等、日常生活に関するすべてを支援する。特に、管轄する自治体にある「平生教育センター」（生涯学習センター）と協力して学校に在籍していない「多文化家庭」の児童・生徒も積極的に見つけ出し、学校への編入を支援するなどの役割を担う。

この資格は1次試験としての筆記試験（「多文化家族福祉論」「人間関係論」「児童生活指導論」「相談および心理治療」）および2次試験としての実務および心理検査に合格した人で「資格基本法」（第18条）¹⁶による欠格の事由のない人のなかから選ばれる。4年制大学で社会福祉学、青少年学、教育学のいずれかを専攻した人で英語や中国語など外国語でのコミュニケーションを取ることが望まれている。さらに、国語、英語、第2外国語、いずれかの教員免許保持者は優遇される。2013年10月現在、多文化コーディネーターは、ソウル市、釜山市、世宗市、京畿道、忠清北道、江原道、全羅南道、慶尚南道などの自治体で26人を配置している。仕事の内容や量から、給与が低いことで志願する人が少ないのが課題である。主な仕事の場合は、多文化支援政府機関である教育部中央多文化教育センターと地方自治体の多文化関連機関と各学校の関連研究センターの大学付属国際交流院、民間団体の多文化家庭支援センターおよ

びボランティア団体、外国の国際通商機関、文化交流団体、社会福祉機関、地域の児童・生徒センター、青少年支援センター等幅広い分野であって、「多文化家庭」の児童・生徒らを指導・支援している。

2018年現在、10カ国語（英語、中国語、日本語、モンゴル語、ベトナム語、タイ語、ロシア語、インドネシア語、カンボジア語）で支援している。

5. グローバル重点学校の育成

グローバル重点学校とは、「教育部」および「市・道教育庁」の支援の下に、音楽、美術、体育、美容、料理などの才能を育成するための教育機関である。これらの分野における英才教育を行う目的として選ばれた機関であって、150機関が選ばれている。その内訳は中等教育対象の「重点型」120校と初等教育対象の「集中支援型」30校である。

また、2013年には100校を指定し、「多文化家庭」の児童・生徒が創造的なグローバル人材として成長できるように、学習指導から部活指導にいたるまで、資質・素質教育を支援している（教育部「報道資料」2014年3月17日）。

6. その他の支援施策

本稿では、「多文化家庭」の児童・生徒のための韓国語支援施策を中心に考察してきた。他方、韓国の学校では日本同様に教育課程の編成は校長の権限であるために、一般の児童・生徒に対して「多文化家庭」の児童・生徒の理解のための独自のカリキュラムを設けている学校も少なくない。そして、言語に対する支援だけでなく、「多文化家庭」の児童・生徒に対する進学指導・就職指導のため、また、「多文化家庭」の児童・生徒の多様な進路指導の拡充と機会を提供するために、2012年度からソウル市、忠清北道に就職教育、いわゆるキャリア教育のためのオルタナティブスクールである「ダソム学校」を運営し、2013年度からは仁川市にも新設、運営している。これら

の学校以外にも「専門大学」¹⁷や職業系高校の協力の下で美容、料理、自動車整備等のキャリア教育の支援も行なわれている。

また、言語、数学、科学、芸術、体育などの分野にわたり、専門家として育成するために、20の大学の協力のもとに初等学校4年生から高校生までの優れた才能を持った児童・生徒から毎年300人ずつ選んで、「グローバルブリッジ事業」も行なっている。その代表的なものに、国立ソウル教育大学、国立韓国教員大学、国立春川教育大学、国立全北大学、国立順川大学、国立済州大学、国立蔚山大学で数学や科学が、その他、鮮文大学でグローバルリーダーシップが、漢陽大学で言語が、龍仁大学で体育・芸術が取り組まれている。¹⁸

7. 結び

本稿では、韓国社会において2000年代から急増した外国人に対する教育施策、とりわけ韓国語教育支援施策を中心に考察した。

「教育部」では急増した「多文化家庭」の児童・生徒に対する教育施策としてKSLカリキュラムを中心に韓国語や韓国文化中心の教育カリキュラムの改革に全力を尽くした。しかし、専門家からは、韓国政府や「教育部」による施策に対して、教育というよりも韓国社会への同化に対する支援や援助というイメージが強く感じられる、と指摘されている。

現時点で、全体的な課題としては、以下のようなのが挙げられる。

1. 教育プログラムが少ない。
2. 正規の学校よりも民間機関が支援していることが多く、なかにはレベルの低いものがある。
3. 多文化に関する教育専門家が不足している。
4. 「韓国語教育課程」以外に他教科との連携カリキュラムが欠如している。
5. 地域社会における認識が欠如している。

5について、地域社会における認識の欠如による、「多文化家庭」の児童・生徒のことを韓国人よりも劣っているとみなす根強い差別意識の払拭

が、人権擁護の促進のためにも、大きな課題である。私は韓国で、現地の教育関係者に「多文化家庭」の児童・生徒の教育支援の課題について尋ねたところ、彼（女）らの回答から、現状は韓国社会に適応させるための、つまり、同化を意識した教育プログラムが多くを占めていて、「多文化家庭」の児童・生徒への支援策を否定的に受け取っている人も少なくないことが分かった。また、最近、バイリンガル講師の育成など、施策に進展が見られるものの保護者の母語と文化に関する教育が不足しており、大人を対象とする教育プログラムも不足していることが課題として指摘された。

日本において未だ、外国人、とりわけアジア人に対する根強い偏見があるように、韓国でも古くから根強く自分たちが単一民族であるという意識が残っているために起こる外国人に対する偏見があるが、外国人と共生を目指すのであるならば、「多文化家庭」に対する根強い差別をなくさない限り、外国人との共生ができる「多文化社会」を築くことは難題であるといえる。それ故に、制度や法律の整備だけでなく、国家レベルで、人種や民族、階級、性などによって発生する差別意識の払拭や、相互の国の違いを認め合うことができるような教育を行わなければならないと考える。また、この点につき、日本の場合も同様であるとも考えている。

注

1. 連合ニュース2020年2月17日付「韓国社会において初めて「多文化社会」という言葉を用いるようになったのは2000年からである。
2. 片親または二親が外国人である家庭を指す。「多文化家庭」という言葉は、2003年に30余りの市民団体から成る「健康家庭市民連携」が最初に用い、その後、2006年教育部による「多文化家庭の子女のための支援策」の公布により、広く使われるようになった。2008年からは「多文化家庭」の語を「多文化家族」と改称している。この論考では「多文化家庭」の児童・生徒と表す。
3. 韓国の公立学校に在籍する外国人の子どもたちや、文化的同一性を強いられている国際結婚による子どもたちに向き合うための政策であり、「方案」とは「法案」ではなく、方向を示したものである。この方案には、公立学校を中心とした支援策で「教科書指導補完資料」（教師用）、韓

国語学習プログラムや韓国語教材開発およびその普及、韓国文化の理解や体験活動の運営、多文化家庭の父母への研修及びその子どもに関する資料の開発、社会科や道徳科などの科目における多文化理解尊重を含めた教育課程の開発などが含まれている。

4. この法律の目的について、「多文化家族の構成員が安定的な家族生活を営むことができるようにすることであり、これらの者の生活の質の向上及び社会統合に貢献することを目的とする」とある。
5. 政府の規制に対する審議機関である「規制改革委員会（Regulatory Reform Committee）」が行政規制改革のために「出入国管理法」第39条乃至第45条（2008）に規定された外国団体登録制度について、それまで義務化されていた登録制度の廃止を骨子とする「出入国管理法」第5755号（1999）及び大統領令第16, 120（1999）が改正されたことにより、外国の団体として登録されていた外国人学校を、各種学校に関する規則に基づき、「各種学校」（学歴認定校）として設立認可を受けさせ、外国人学校に対して積極的な支援を実施するようになった。
6. この法令の目的について、「〔初・中等教育法〕第60条の2に基づく外国人学校と〔幼児教育法〕第16条の規定による外国人幼稚園の設立・運営に関する事項及びその施行に必要な基本的な事項を定めることを目的とする」とある。この規定により、1999年以降外国人学校に関する韓国政府の指針が明確化し、外国人学校は日本でいういわゆる「一校校」として市民権を得ている。
7. 1998年に組織された政府の行政機関。女性政策の企画・総合、女性の権益増進などの地位向上、多文化家族政策の樹立・調整・支援、健康家庭事業のための児童業務及び青少年の育成・福祉・保護に関する事務を遂行する。
8. 国務会議の庶務、法令及び条約の公布、政府組織と人員、賞勲、政府革新、行政の能率、電子政府、個人情報保護、政府庁舎の管理、地方自治制度、地方自治体の事務支援・財政・税制、立ち後れ地域などの支援、地方自治体間の紛争調停、選挙・国民投票の支援に関する事務を管掌する。
9. 韓国を資本と技術を保有し国際的な人材が集まる国家として育成するための「国家戦略」として外国人政策を推進することを目的とした基本方針で、その後2013年1月22日に「第2次外国人政策基本計画」（2013-2017）が策定され、現在は「第3次外国人基本計画（2018-202）」が策定されている。
10. 移住者のための青少年支援財団など民間団体が運営する「レインボースクール」などがある。
11. 教育部及び国立国際教育院が実施・認定する韓国語を母語としない人や在外韓国人を対象とした韓国語の試験である。最上級の6級から最下級の1級まで6つの等級に分けられる。
12. 学級定員は20人である。「高等学校以下各級（各

- 種) 設立運営規定」大統領令第22,234 (2010) 第1条 (目的) と「多文化家族支援法」第12079号 (2014) 第1条 (目的) によれば、「…家族生活が営まれるようにすることで彼らの生活の質の向上と社会統合に貢献すること…」に基づき、多文化家庭の児童・生徒が一日も早く学校教育に適応することができるように支援することを目的とし、正規の学校に編入する前に事前に適応教育を受けさせることを狙いとして全国の教育機関に設立されている。2011年3月、ソウル、釜山、光州に3校を立ち上げ、翌2012年3月には16校、2013年3月には52校、2014年3月には79校となっている。カリキュラムは韓国語、韓国文化、「韓国社会に生きるための基礎的な生活習慣」の3教科を中心に、基本的には6か月から1年間の在籍期間が多いが、本人の希望に応じて最大2年間在籍し学習することができ、その後、「正規の学校」(いわゆる「1条校」)に編入させることを狙いとする。国語、韓国語、英語、第2外国語の教員免許保持者でKSLカリキュラム課程を修了した人がそこの教育を担当する。
13. 多文化予備学校とKSL研究学校とは異なり、通常、教員1人が特別学級を担当する。より安定的に韓国語教育を運営することができる利点を持っており、今後KSL運営機関を拡大する際には積極的な候補として検討されると考えられる。2014年3月現在、正規の学級として編成されたのは全国に15校で、放課後のプログラムとして設けられたのは18校、保護者を対象とするクラスは4校である。
 14. 2013-2015年の2年間実施する条件で、2013年に30校が指定された。
 15. 教育部 (2016) 2016多文化支援計画 p.6.
 16. 資格基本法 (第18条) 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は民間資格管理者になれない。〈改正2013年4月5日〉
 1. 未成年者、治産者または限定治産者
 2. 破産宣告を受けた者で復権されていない者
 3. 禁固以上の実刑の宣告を受け、その執行が終了 (執行されたことと見なす場合も含む) されたか、執行が免除された日から3年が経過されていない者
 4. 禁固以上の刑の執行猶予宣告を受け、その猶予期間中である者
 5. 第1号から4号までの規程に該当する者が法人又は団体 (該当事由発生日から3ヶ月以内にその役人を改任 (解任) する場合を除く) にあること
 6. 登録資格の登録が取り消されてから3年を経っていない者
 17. 大学が4学年で研究職を養成するのが目的であるのに対し、2-3学年で行われる教育が中心となっている。とくに中堅工業技術者の養成を目的として専門の6割が工業系であるが、最近では医療技術系、IT、観光分野における専門的な技術者の養成も行われている。これらは実学的であって、即戦

力となるため就職率が高い。卒業をすると「専門学士号」が得られる。

18. 教育部広報担当官室「報道室」2013年3月17日。

引用文献

- Hamers, J. F., & Blanc, M. H. A. (2000). *Bilingualism and Bilingualism* (2nd ed.). Cambridge University Press.
- 除ヒョク (2007). 多文化家庭の現況および韓国語支援法案 国語教育学会 国語教育研究 40, 1-37.
- 崔佳英 (2008). 韓国における外国人労働者の児童・生徒の教育権 韓国社会学会 18, 87-92.
- 松岡洋子 (2008). 韓国の移住外国人に対する韓国語施策および支援事情 日本語政策 学会第7回大会資料集 日本振興会平成16年度～19年度科学研究費補助金 基盤研究 (B) (1) 研究成果報告書, 6-7.
- 李月順 (2010). 韓国の学校における「多文化家庭」の子どもへの教育と課題 京都精華大学紀要 36, 55-77.
- 李ヒョン (2020). 国内滞留外国人250万人史上初突破 連合ニュース 2020年2月17日 <<https://www.yna.co.kr/view/AKR20200216059900371>> (2020年2月7日)
- 大韓民国國務総理室・関係部署合同 (2010). 「多文化家族支援 政策基本計画 (2010～2012)」第2次多文化家族政策委員会
- 大韓民国法務部 (1999). 出入国管理法 法務部外国人政策課
- 大韓民国法務部 (2007). 在韓外国人処遇基本法 外国人政策課
- 大韓民国教育部・雇用労働部 (2007). 資格基本法 (法律第8390号) 教育部平生教育政策課・雇用労働部職業労働評価課
- 韓国教育開発院 ソウル教育大学 (2011). 多文化家庭「学生 (児童・生徒)」のための韓国語 (KSL) 教育課程の開発研究 2011年度教育政策ネットワーク協同研究課題
- 大韓民国教育科学技術部 (2008). 外国人制度改善計画政策報告書. 教育科学技術部
- <file:///C:/Users/user/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/IF7JCUSE/1999%20(1).pdf> (2020年7月21日)
- 大韓民国教育科学技術部 (2009). 外国人学校及び外国人幼稚園の設立運営に関する規定 (大統領令第21308号) 教育部教育国際担当官
- 大韓民国教育科学技術部 (2010). 高等学校以下各級学校設立・運営規定 (大統領令第22234号) 教育部学校革新政策課
- 大韓民国教育科学技術部 (2012). 初中等教育課程総論告示 第2012-14号 教育科学技術部
- <https://m.cafe.daum.net/eduhan21/AcPh/70?listURI=%2Feduhan21%2F_rec#attach

- > (2020年7月19日)
- 大韓民国教育科学技術部 (2012) 韓国語教育課程告示 第2015年-74号 別冊43 教育科学技術部
- 大韓民国教育科学技術部 (2013). 2013年教育基本統計調査 教育部弘報担当官室報道資料<<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=294&boardSeq=50261&lev=0&searchType=null&statusYN=C&page=301&s=moe&m=0302&opType=N>> (2019年11月7日)
- 大韓民国教育部「学生(児童・生徒)」福祉政策課(2014) 報道資料 <<http://www.moe.go.kr/web/45859/ko/board/view.do/bbsId=294&boardSeq=52944>> (2020年5月7日)
- 大韓民国教育部 (2016). 多文化支援計画 教育部多文化機会保障支援課 <C:\Users\user\AppData\Local\Microsoft\Windows\INetCache\IE\03Q1V5AP\2016년 다문화교육 지원 계획.hwp> (2018年5月31日)
- 大韓民国教育部「学生(児童・生徒)」福祉政策課(2014). 報道資料<<http://www.moe.go.kr/web/45859/ko/board/view.do/bbsId=294&boardSeq=52944>> (2020年5月7日)
- 大韓民国教育部 (2020). 2020教育基本統計. <<https://kess.kedi.re.kr/index>> (2020年7月21日)
- 大韓民国女性家族部 (2008). 多文化家族支援法(法律8937号) <<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%8B%A4%EB%AC%B8%ED%99%94%EA%B0%80%EC%A1%B1%EC%A7%80%EC%9B%90%EB%B2%95>> (2020年1月30日)
- 大韓民国統一部 (1999). 大統領令(第16221号) 統一部政策支援課
- 外国人政策委員会 (2008). 「第1次の外国人政策基本計画(2008~2012)」 大韓民国法務部出入国・外国人政策本部
- 外国人政策委員会 (2013). 「第2次外国人政策施行計画(2013~2017)」 大韓民国法務部出入国・外国人政策本部
- 外国人政策委員会 (2018). 「第3次外国人政策基本計画(2018-2022)」 大韓民国法務部出入国・外国人政策本部
- 大韓民国教育部報道資料 <<https://www.moe.go.kr/boardCnts/list.do?type=default&page=440&m=0204&s=moe&boardID=294>>